

特集《地方における知財》

中国支部の現状と課題

中国支部 支部長 香本 薫

1. 中国支部の構成

日本弁理士会中国支部は、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県の5県を支部地域としてカバーしています。支部会員数は、2010年7月31日現在で、主たる事務所の会員が52名、従たる事務所の会員が19名の合計71名です。

	主たる事務所	従たる事務所	合計
岡山県	15	2	17
広島県	27	10	37
鳥取県	2	3	5
島根県	2	2	4
山口県	6	2	8
合計	52	19	71

支部役員は毎年各県毎に1～2名が推薦され、臨時支部総会で選任された後、新役員の中から支部長が選任されます。支部長以外の役員は、1名が監査役、他の全員が副支部長となり、副支部長は会務（研修、支援、令規、会計、公報）のいずれかを担当し、同時にいずれかの県の窓口担当者を務めます。

2. 中国支部の活動

(1) 支援活動

中国支部会員の支援活動は、基本的に他の支部と同様だと思いますが、知財支援協定に基づく知的財産セミナー、県や市、大学等の要請に基づくセミナー、講義、出張授業等の講師、パテントコンテストの指導員、地方発明表彰の審査員、無料相談会の相談員等、多岐にわたります。このうち中国支部が主体的に行う支援として、中国支部室で毎週一回開催される無料相談会と、各県において他土業団体と共催で行われる無料相談会があります。

(2) 研修

平成22年度は、本会主催の地域研修が2テーマ、中国支部主催の研修が4テーマのほか、本会主催の支援員共通研修と知財コンサルタント研修、及びADR

キャラバンミーティングが予定されています。開催地は支部室所在地である広島市、開催日は支部会員の利便性を考えて基本的に土曜日としています。

なお、研修の講師は、中国支部会員の中から選定することが困難な場合が多く、本年度は全て研修所から派遣していただくことになっています。また、本年度から関東支部等が開催する研修を中国支部室の大型テレビで聴講できるようになり、義務研修の受講の幅が広がりました。この2点について中国支部として感謝申し上げます。

(3) 支部役員会

支部役員会は不定期に年8～10回程度行われ、支部役員会に委ねられたほぼ全ての決定事項及び報告事項が議題とされます。タイムラグはありますが、送付された議事録をみることで、一般会員も支部活動の全体像を共有できるはずです。

3. 中国支部の課題

本年七月の支部サミットで複数の小規模支部から報告がありましたが、中国支部でも同様に、支部活動に参加する会員が固定化しています。その結果、会員数の少ない県では特定の人が続けて支部役員を務めることが常態化し、また、中国支部会員が行う地域知財支援についても、限られた参加会員数の下ですでに限界に近いレベルに達しているとの声も一部に聞かれます。

この問題の解消には、より多くの会員に支部活動に参加していただくことが必要です。従たる事務所の会員が支部役員に選任されても規則上何の問題もなく、会社や大学勤務の会員でもコンフリクトなしに何らかの地域知財支援に参加することは可能と思います。

一方、中国支部主催の無料相談会の相談員を募集したところ、今期は2名の会員が新規に応募されました。また、支部役員の仕事に興味を示す会社勤務の会員もおられます。これはよい兆候ではないかと期待しています。
(原稿受領 2010. 9. 24)